

## 千葉地理学会ホームページ運用規程

2024年10月9日

(趣旨)

### 第1条

本会は、会員に必要な情報を発信し、過去の活動を参照できるようにするとともに、外部から本会についての認知と理解を得るために、ホームページを設置する。

(所管)

### 第2条

本会ホームページは、会則にしたがって選任された事務局委員が所管する。

(情報掲載の基準)

### 第3条

次に掲げる情報は掲載しない。

- (1) 個人のプライバシーを侵害する恐れがある情報
- (2) 他者を誹謗、中傷、もしくは差別する恐れがある情報
- (3) 他者の知的所有権、肖像権、著作権などを侵害する恐れのある情報
- (4) 公序良俗、法令および本会の諸規程に違反する恐れのある情報

(個人情報の取扱い)

### 第4条

個人情報を掲載する場合は、次の各項に留意する。

- (1) 大会の発表者、巡検の案内者等は、氏名と所属のみを掲載し、年齢(学年)、性別、連絡先は掲載しない。
- (2) 会務のために役員個人の連絡先を掲載する場合は、当該役員の意向を踏まえ、掲載方法に最大限の配慮をする。
- (3) 行事の記録写真は、参加者の顔と氏名が一致しないように配慮する。児童・生徒の顔は掲載しない。

附則

この規程の改廃は役員会の議決による。